

平成 25 年 12 月 24 日

受 注 者 様

長 野 市 長  
長野市上下水道事業管理者

公共工事設計労務単価の改定に伴う  
適切な賃金水準の確保等に向けた取組みについて

長野市では、平成 25 年度公共工事設計労務単価（新労務単価）が大幅に上昇したことを踏まえ、これを早期に適用し、元請と下請間で締結された請負代金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引上げ等について、適切に対応いただくようお願いをしているところです。

これまでの間、国等においては、段階的に必要な施策が講じられ、一定の成果が得られつつある状況とされているところですが、今般、国土交通省においては、直轄工事の元請企業に対して、適切な賃金水準の確保等に向けた取組みの趣旨を記載したポスターの掲示を要請するものとし、各地方公共団体に対しても同様の取組みを行うよう通知があったところです。

つきましては、本市においてもこれと同様の取組みを行うものとし、新労務単価が適用される本市発注の建設工事については、添付のポスターを印刷して現場に掲示いただき、この取組みの趣旨を周知いただくようお願いします。

なお、これは契約上の義務付けではありませんが、取組みの趣旨が公共工事全般に行き届きますよう、特段のご配慮をお願いします。

※ ポスターは国土交通省が作成し、受注者に対して掲示を要請しているものと同じものです。なお、国土交通省が印刷したものは、さらに大きなサイズとなっているため、貴社において加入する建設業団体等からこのサイズのもので入手できる場合は、これを掲示いただいても結構です。（発注機関名を記載してください。）

※ 掲示期間については、平成 26 年度公共工事設計労務単価の運用を開始するまでの間とされています。